







🚺 関内駅前地区(変更前)

□関内駅前地区(変更後)

□その他地区計画の区域

E地区

A地区における

用途の制限

高さの最高限度

地区整備計画の概要(一部抜粋)

住宅、共同住宅等

170m



5-4-401号横浜公園

6

200 m

3・3・6号

大桟橋浦舟線

関内駅前地区

■上位計画等

■都市再生緊急整備地域の地域整備方針 平成30(2018)年10月

(横浜都心・臨海地域)

【関内駅周辺地区】

≪特定都市再生緊急整備地域の整備の目標≫

「国際的な産学連携」と「観光・集客」を土地活用の テーマに、先端技術・文化芸術・スポーツ・健康医療 などの国際的な産学連携拠点やグローバル企業・留 学生の受入・多彩な滞在・居住機能などによる地区の 賑わいと活性化の核づくりや回遊性の向上などの取 組を推進し、国際競争力と発信力のある拠点を形成

■上位計画等

都市計画マスタープラン 中区プラン

(令和2年3月改定)

(11)

市庁舎の移転に伴う跡地・港町民間街区等を対象に、 関内・関外地区の業務再生をけん引する「国際的な産学 連携」、来街者の増加によって地域の商業需要を高める 「観光・集客」の実現を目指し、地区計画等の都市計画手 法等を活用した適正な誘導を通じて、関内・関外地区の 活性化の核となるような新たなまちづくりを行います。

大規模スポーツ施設の拡張による来街者の増加を見 据え、新たな交通の導入や歩行者ネットワークの強化な どを図り、臨海部との円滑な人の流れを形成します。また、 関内・関外の接続強化と関内駅周辺の回遊性の向上を 図ります。

■上位計画等

関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン

(令和2年1月策定)

関内・関外地区の再生及び都心臨海部の活性化につなげて いくため、「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとし、業 務・商業・居住・交流などの多様かつ魅力的な機能が近接した まちづくりを推進します。

旧市庁舎街区や港町民間街区等、連鎖的に大規模な土地利 用転換が見込まれる関内側エリアにおいては、現行の基準の 見直しも視野に入れ、地区計画等の都市計画手法等を活用し た適正な誘導を通じて、関内・関外地区の活性化の核となるよ うな新たなまちづくりを行います。

旧市庁舎街区・教育文化センター跡地活用や、横浜文化体育 館・横浜スタジアムといった大規模スポーツ施設の再整備等に よる来街者の増加を見据え、「観光・集客」に資する交通機能 の導入・駅前の広場空間の創出・安全で快適な歩行者空間の 整備などを行います。

(12)





平成30年11月

令和2年6月

令和3年9月

旧市庁舎街区

市庁舎移転

地区整備計画の決定

※現時点での予定であり、今後変更される場合があります

港町地区

旧市庁舎

街区





北口地区

居住機能の整備

オフィス機能の整備

2階デッキの整備

関内駅前一体の

賑わいの形成

断面イメージ

港町地区

居住

業務

北口地区 港町地区 主要 業務施設、共同住宅 用涂 商業施設、駐車場等 建築敷地 約2,700㎡ 約7,700㎡ スカイラウンジの整備 面積 延べ ミュージアム等の整備 約33,700㎡ 約97,000m 面積 120m 170m 高さ 以下 以下 ナイトライフ拠点の整備 地上32階 地上21階 階数 /地下1階 /地下2階 産学連携機能×ベンチャー 企業育成支援拠点の整備 住戸数 150戸程度 90戸程度 (賃貸)

(14)

(16)

※関係者協議により変更となる場合があります。

居住機能の整備

オフィス機能の整備

国際的な産学連携拠点の形成に資する機能 観光拠点の形成に資する機能

北口地区

居住

業務

:回遊性向上に資する機能

■施設計画の概要

(17)

都市再生への貢献



- ①グローバル人材が集う 国際的な産学連携拠点の形成
- ②人を惹きつけ都心臨海部を 活性化する観光拠点の形成
- ③回遊性向上に資する 都市基盤の強化
- ④地域の魅力をつなぐ エリアマネジメント
- 5環境配慮、 防災性向上に資する取組

■施設計画の概要(都市再生への貢献)

(19)

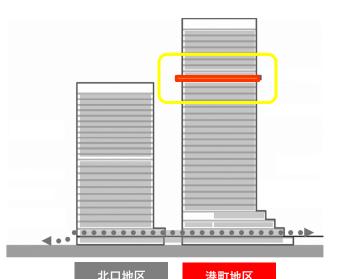
①グローバル人材が集う国際的な産学連携拠点の形成

グローバル人材の交流を促すスカイラウンジの整備

グローバル企業とベンチャー企業が交流し、 新しいアイディアを生み出す場所の創出



スカイラウンジのイメージ (画像提供:三菱地所株式会社)



■施設計画の概要(都市再生への貢献)

①グローバル人材が集う国際的な産学連携拠点の形成

国内外のグローバル企業本社・研究開発拠点の誘致 に資するオフィス機能の整備

関内エリアの業務機能の再生



オフィス機能のイメージ

■施設計画の概要(都市再生への貢献)

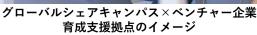
(20)

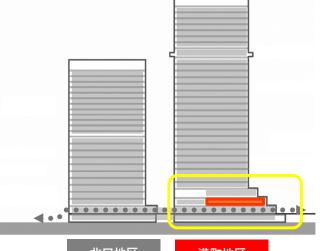
①グローバル人材が集う国際的な産学連携拠点の形成

産学連携機能(グローバルシェアキャンパス) ×ベンチャー企業育成支援拠点の整備

横浜で企業が生まれ、地域とともに発展し続ける 持続可能なシステムの形成







北口地区

■施設計画の概要(都市再生への貢献)

21

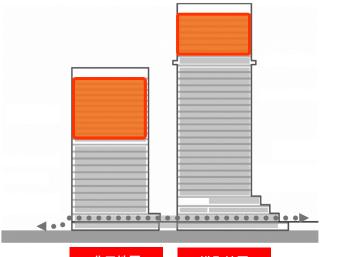
①グローバル人材が集う国際的な産学連携拠点の形成

グローバル企業がし好する職住近接型の居住機能の整備

都心臨海部における 更なるグローバル企業の立地ニーズの創出



店住機能のイメーシ (画像提供:三菱地所レジデンス株式会社)



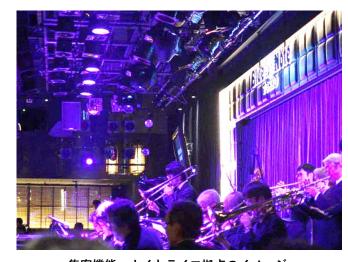
港町地区

■施設計画の概要(都市再生への貢献)

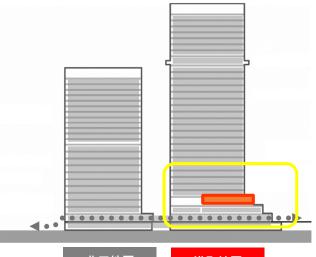
②人を惹きつけ都心臨海部を活性化する観光拠点の形成

集客機能・ナイトライフ拠点の整備

関内・関外地区の回遊性向上・商業需要の増加



集客機能・ナイトライフ拠点のイメージ



北口地区

港町地区

■施設計画の概要(都市再生への貢献)

23

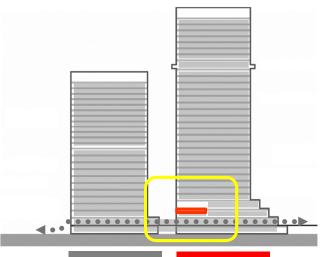
②人を惹きつけ都心臨海部を活性化する観光拠点の形成

ミュージアム(文化体験施設)等の整備

多様な人々がイベントに応じて往来する集客拠点として、 地域の文化育成や交流等に貢献



ミュージアム(文化体験施設)のイメージ



北口地区

港町地区

■施設計画の概要(都市再生への貢献)

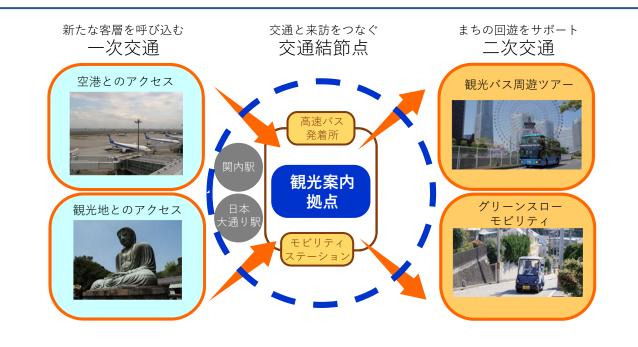
(24)

(22)

③回遊性向上に資する都市基盤の強化

交通広場の整備

空港とのアクセス性及び観光エリアとの回遊性の強化

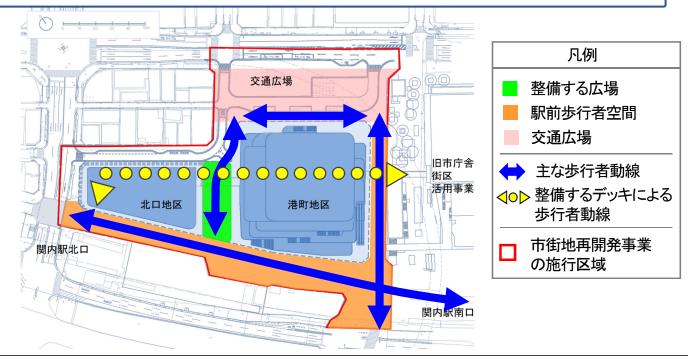


25

③回遊性向上に資する都市基盤の強化

駅前における一体的な歩行者空間の整備

来街者の利便性及び回遊性の向上



■施設計画の概要(都市再生への貢献)

27

④地域の魅力をつなぐエリアマネジメント

新たに創出される広場空間や歩行者専用道路の活用、 周辺の公共空間活用との連携

エリアマネジメント組織の編成、 地域媒体の発行や周辺地区とのイベント連携

関内エリア一帯でのまちの魅力づくり

多様な人々の活動と交流の促進

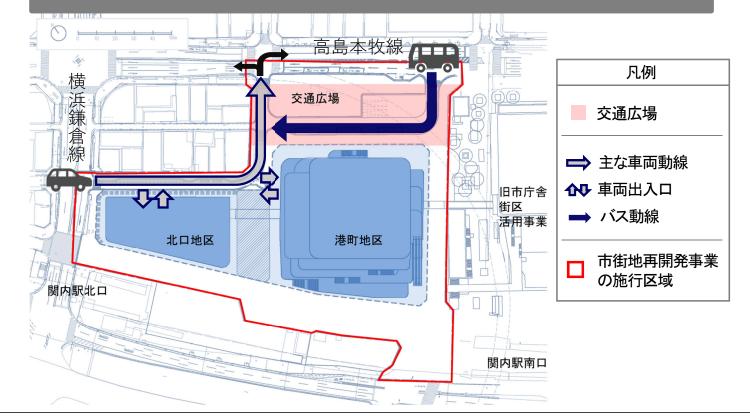
都心臨海部の持続的な賑わいづくり

■施設計画の概要(都市再生への貢献)

26

③回遊性向上に資する都市基盤の強化





■施設計画の概要(都市再生への貢献)

28)

5環境配慮、防災性向上に資する取組

脱炭素化に配慮した施設計画

帰宅困難者への対応



環境負荷低減への貢献を通じ、地域の国際競争力強化と ブランド価値向上に寄与

関内地区及び周辺地区の防災機能向上に貢献

これらの都市再生の貢献から、

本地区は、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る 建築物の建築を誘導する必要があると認められるため、 都市再生特別地区を定めます。

都市再生特別地区とは

都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度 利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると 認められる区域については、都市計画に都市再生特別地区を定めることができる。

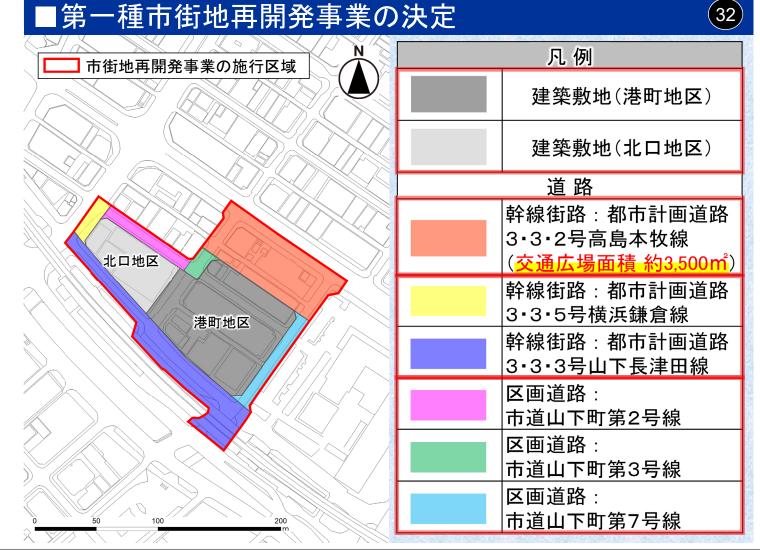
(都市再生特別措置法第36条第1項)

1 第一種市街地再開発事業の決定 2 道路の変更 3 都市再生特別地区の変更 4 地区計画の変更 5 特別用途地区の変更

■決定又は変更する都市計画

(30)







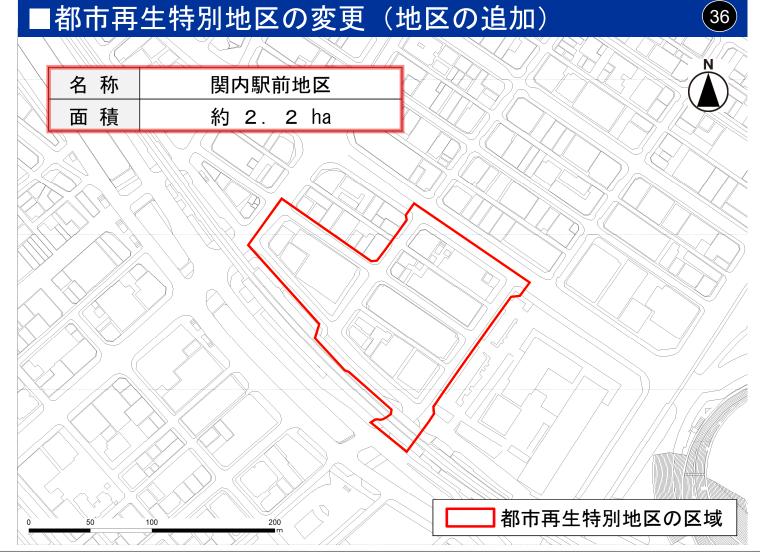
北口地区

港町地区

建築物等の整備に関する計画					
地区	港町 地区	北口 地区			
建築面積	約5,600㎡	約2,100㎡			
延べ面積 (容積対象面積)	約97,000㎡ (約83,400㎡)	約33,700㎡ (約26,900㎡)			
建蔽率	約73%	約75%			
容積率	約1,080%	約980%			
主要用途	業務施設、共同住宅、 商業施設、駐車場等				









北口地区

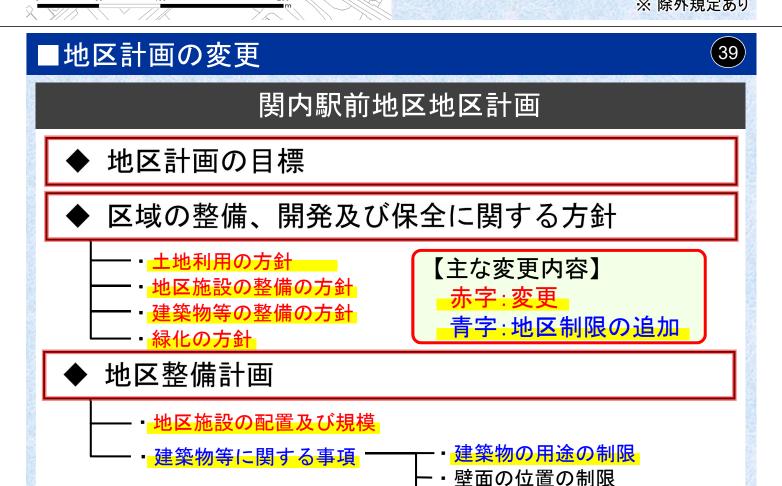
港町地区

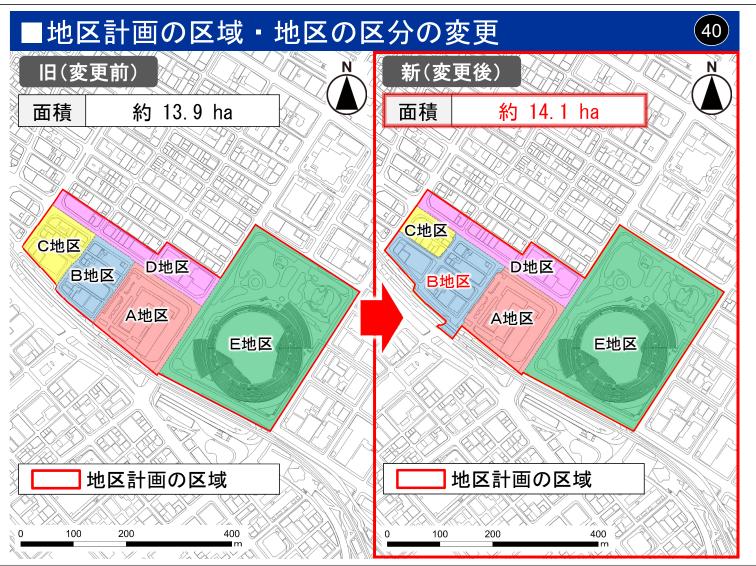
港町 地区	北口 地区
約1.4ha	約0.8ha
1,080%	980%
250%	440%
400% ※	
75%	
100㎡ ※	
170m	120m
	地区 約1.4ha 1,080% 250% 4009 75 100r

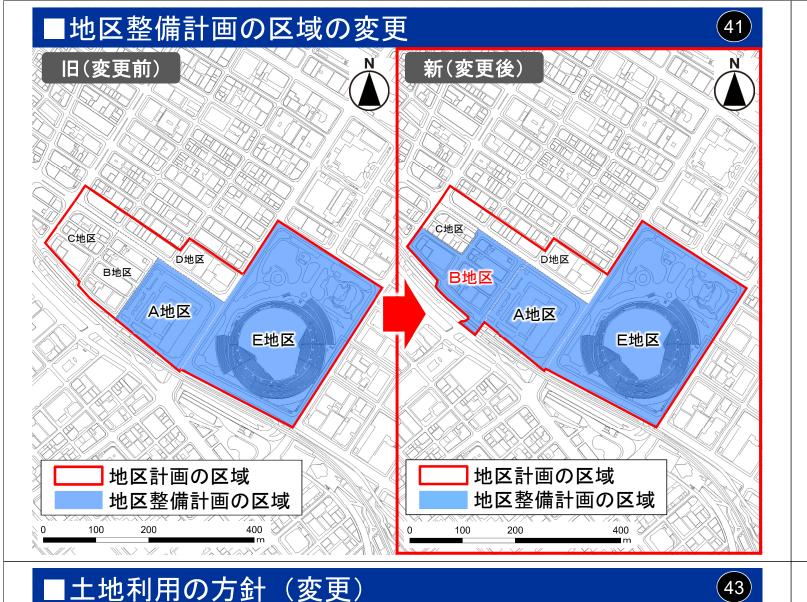
建築物の高さの最高限度

建築物等の形態意匠の制限建築物の緑化率の最低限度









■土地利用の方針(変更)

〈B地区〉

「国際的な産学連携」「観光・集客」に資する機能の積極的な誘導を 図るとともに、都心にふさわしい居住機能の導入を図る。

【変更前】

「国際的な産学連携」「観光・集客」に資する機能の積極的な誘導を図るとともに、 都心にふさわしい居住機能の導入も視野に入れたまちづくりを目指す。



■土地利用の方針(変更)

〈B地区〉

市街地再開発事業等を通じて土地を集約し、A地区及びC地区と 一体的で相乗効果を発揮する土地利用を誘導する。

(42)

(44)

〈C地区〉

市街地再開発事業等を通じて土地を集約し、<u>A地区及びB地区と</u> 一体的で相乗効果を発揮する土地利用を誘導する。

【変更前】〈B地区、C地区〉

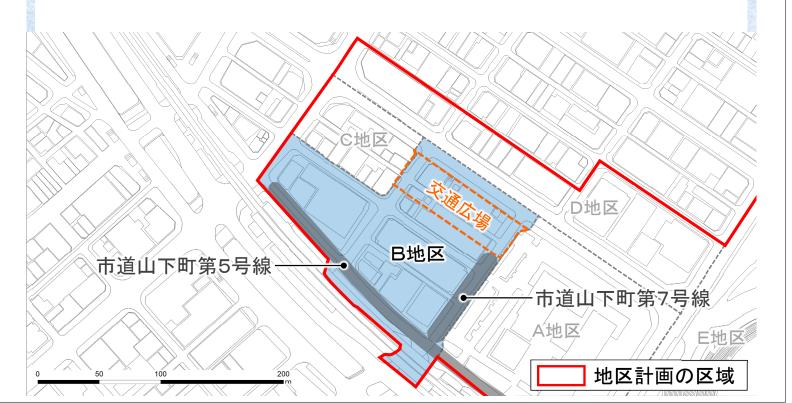
市街地再開発事業等を通じて土地を集約し、A地区と一体的で相乗効果を発 揮する土地利用を誘導する。



■土地利用の方針(追加)

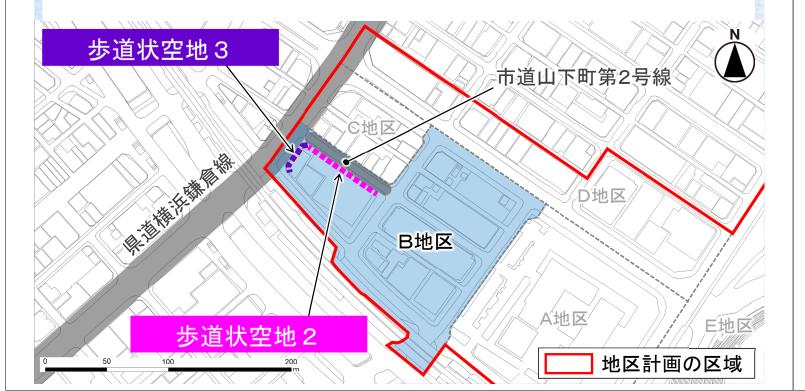
〈B地区〉

地区の回遊性を高めるため、市道山下町第5号線及び 市道山下町第7号線を歩行者空間として整備する。





し、県道横浜鎌倉線と一体的な歩道状空地3を整備する。





B地区

D地区

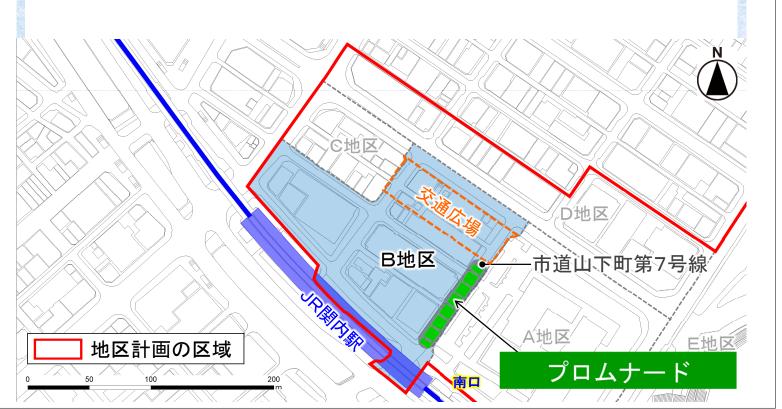
地区計画の区域

(48)

A地区

■地区施設の整備の方針(追加)

関内駅南口から交通広場への動線と緑の軸線を意識し、 市道山下町第7号線の一部にプロムナードを整備する。





■建築物等の整備の方針(追加)

〈B地区〉

- 1 国際競争力のある企業の誘致に資する業務施設を整備 する。
- 2 グローバル企業や多様な人材が交流し、スタートアップ 企業の成長を支援する拠点を整備する。
- 3 グローバル企業の就業者の交流の場や様々な事業の 発表の場、文化芸術を発信する場となる施設を整備する。



■建築物等の整備の方針(追加)

A地区とB地区の建築物、B地区内の建物相互のつながりを強化するため、歩行者デッキを整備し、横浜公園から 関内駅北口駅前までの建築物を介した歩行者動線を形成する。



■建築物等の整備の方針(追加)

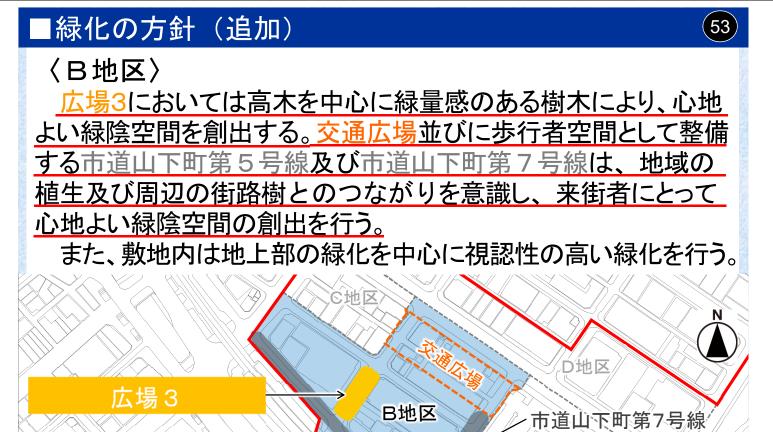
(51)

4 当地区に関わる事業者や居住者などが相互に交流のできる施設を整備する。

5 グローバル企業の就業者などがし好する職住近接の ニーズに応え、滞在目的に合わせた高質な居住機能を 整備する。各住戸は広さや高さなどを工夫し、居住空間 の快適性を高めた計画とする。

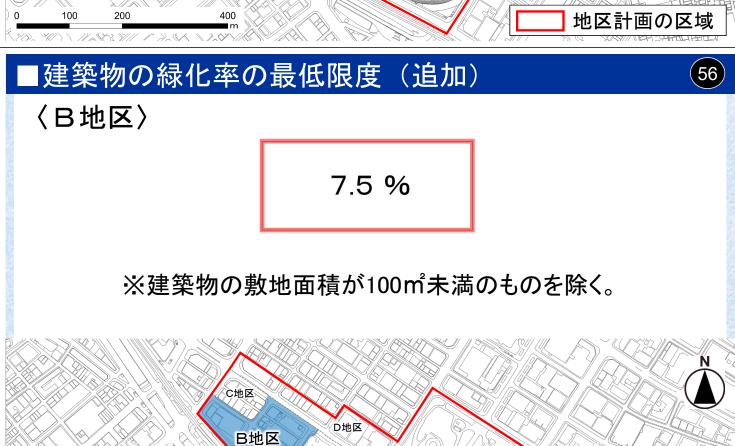


0



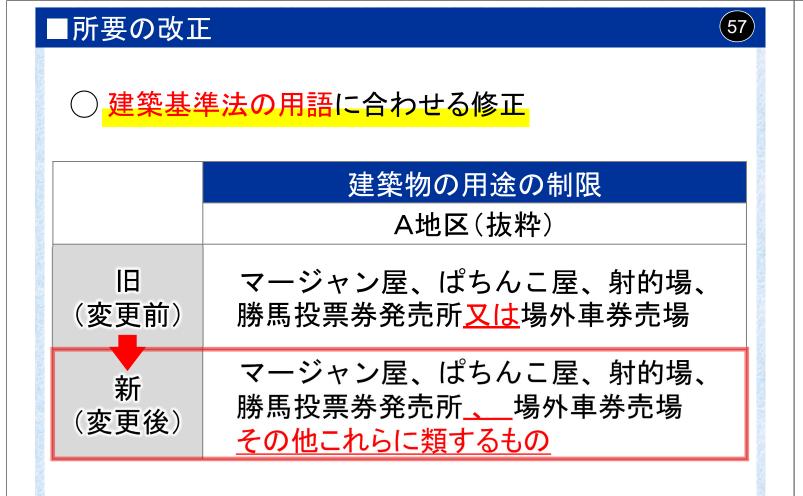


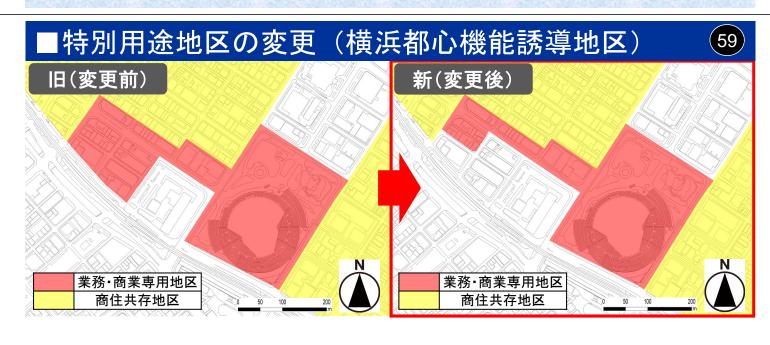




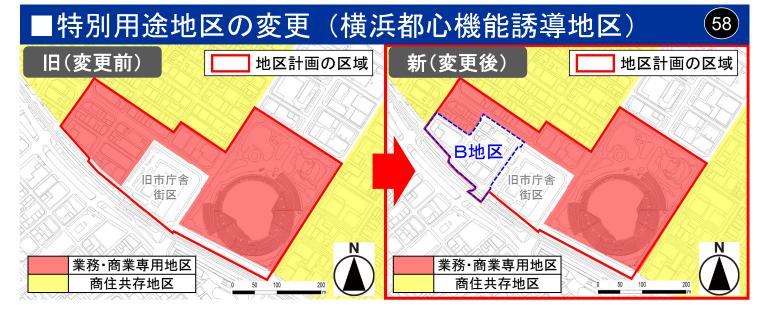
A地区

地区計画の区域









関内駅前地区地区計画によるまちづくりを進めるため 今回、地区計画で具体的な制限を定めるB地区

横浜都心機能誘導地区から除外

■公聴会

60

公聴会の開催	令和5年7月26日
公述の申出	6名
公述人	6名

※「公述意見の要旨と市の考え方」参照

■都	都市計画法第17条に基づく縦覧		
	縦 覧 期 間	自 令和5年12月5日 至 令和5年12月19日	-19
	意見書の提出	なし	